

令和元年 10 月 31 日
区民部国保年金課

令和元年度第 1 回東京都国民健康保険運営協議会について

令和元年 9 月 3 日に開催された、令和元年度第 1 回東京都国民健康保険運営協議会について、以下のとおり報告する。

1 資料概要

(1) 東京都国民健康保険運営協議会について

国保制度改革に伴い、都にも国保事業の運営に関する重要事項について審議する場である国保運営協議会を設置することとされた（国民健康保険法第 11 条）。納付金や国保運営方針等を審議する。

(2) 東京都の国民健康保険の現状について

平成 29 年度、都の 1 人当たり平均所得は全国 1 位、収納率は 47 位となっている。一般会計からの法定外繰入は 726 億円で、全国の約 3 割を占める。

(3) 東京都国民健康保険運営方針に基づく取組について

都は、平成 29 年 12 月に、安定的な財政運営と区市町村の国保事業の広域化・効率化のため、都内の統一的な運営方針として国保運営方針を策定した。

運営方針のもと、都は医療費適正化、国保財政健全化、区市町村の事務の標準化・効率化の取組を推進する。

(4) 令和 2 年度国保事業費納付金等の算定に向けて

都は、区市町村ごとの医療費水準と所得水準を反映させた納付金と標準保険料率を算定する。納付金制度を導入することにより、保険料負担が急激に増加する場合は激変緩和を行う。加えて、都独自の財政支援を行う。

平成 30 年度から、国は 1,700 億円の公費を拡充し、今年度も、都へ 140 億円配分した。令和 2 年度の都への配分は 10 月以降に示される。

(5) 今後のスケジュール

都は、11 月開催予定の第 2 回国保運営協議会に、令和 2 年度の国の仮係数による納付金・標準保険料率の算定結果を報告する。

2 配付資料

別添のとおり